

いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する意見書（案）

いわゆる「ガソリンの暫定税率」については、与野党6党の合意に基づき、ガソリン税の暫定税率（1リットル当たり25.1円）については、令和7年12月31日に、軽油引取税の暫定税率（1リットル当たり17.1円）については、令和8年4月1日に廃止する法案が、第218回臨時会に提出され、令和7年11月28日に可決・成立した。

しかしながら、「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税を合わせて約1.5兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっている。また、このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税を合わせて約5千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている。

地方は「地方創生2.0基本構想」に対応し、安心して生活できる持続可能な地域づくりに取り組む必要がある中、社会インフラの更新や老朽化対策、防災・減災事業などに対する財政需要は今後一層高まっていくと見込まれることを考慮すると、財政需要に対応した安定的な地方財源が確保されなければ、地方の存続そのものが危ぶまれる事態に陥る。

よって、国においては、暫定税率の廃止に伴い、減収となる財源については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、代替の恒久財源を措置することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

様

和歌山県議会議長 岩田 弘彦
(提出者)
総務委員会委員長 玄素 彰人

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣